つがる総合病院「売店・レストラン・理容室」運営業者募集要項

１．趣旨

この要項は、病院利用者等の利便性の向上および職員の福利厚生の一環として設置する売店・食堂・理容室の運営を行う事業者を選定するために必要な事項について定める。

募集に参加される運営業者は、この募集要項及びつがる総合病院「売店・レストラン・理容室」運営事業者に関する仕様書をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

２．貸付物件の概要

(１) 施設概要

ア 所在地 五所川原市岩木町１２番地３

イ 病床数 ４３８床（一般病床３９０床、感染病床４床、精神病床４４床）

ウ 参考患者数 平成２９年度平均患者数

入院患者数 ３１８．３人／日

外来患者数 ７２３．７人／日

エ 職員数 約６７３人（平成３０年度８月時点）

(２) 運営事業内容

ア 事業名 つがる総合病院「売店・レストラン・理容室」運営事業

イ 売店の事業内容

(ｱ) 設置予定場所 ２階外来棟

(ｲ) 面積 売店面積６１．５２㎡（倉庫含む）

(ｳ) 営業開始予定　平成３１年４月

ウ レストランの事業内容

(ｱ) 設置予定場所　２階外来棟

(ｲ) 面積 ２０４．５９㎡（厨房１４．０２㎡を含む）

(ｳ) 営業開始予定 平成３１年４月

エ 理容室の事業内容

(ｱ) 設置予定場所　２階外来棟

(ｲ) 面積 １８.４９㎡

(ｳ) 営業開始予定 平成３１年４月

３． 応募資格要件

参加できる事業者は、平成３０年１０月１日現在において、五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、鰺ヶ沢町、深浦町（以下「構成市町」という。）に住所または事業所を有する者であって、下記の条件をすべて満たす個人または法人とする。

(１) 「売店・レストラン・理容室」を、継続して３年以上運営した実績があること（３年以上の運営業務契約等を締結済みで、現在履行中である場合を含む）。

(２) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(３) 営業停止期間中でないこと。

(４) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(５) 国税および構成市町税の滞納がないこと。

(６) 売店、レストラン及び理容室は重複の管理運営は出来ない。

(７) 病院施設内での運営管理を行うのにふさわしい資力、信用、能力等を有すること。

(８) 事故発生の場合、事業者の責任において即対応ができ、かつ相応の保証能力を有すること。

(９)暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。

４． 事業者の選定方法

「３. 応募資格要件」に定める要件をすべて満たし、つがる総合病院が設定する最低使用料以上で最高価格提案をした事業者を営業事業者として選定する。

 最低使用料（年額税込）

①売店　　　　　２，１１６，０００円

②レストラン　　１，０２４，０００円

③理容室　　　　　　２９５，０００円

５． 入札申込手続

(１) 申込受付期間

申込受付期間内に必要な書類を提出(郵送不可)すること。

申込受付期間 平成３０年１１月１２日(月)～平成３０年１１月２０日(火)

午前８時３０分から午後４時まで

（ただし土・日曜日および祝日を除く。）

提出先(問合せ先)

〒037-0074　五所川原市字岩木町１２番地３

つがる総合病院

管理課　用度管財係あて

T E L : 0173－35－3111

F A X : 0173－35－0009

E－mail : t.matsumoto@tsgren.jp

(２) 申込に必要な書類

①　入札参加申込書（様式１）

②　入札参加者現況調書（様式２）

③　年間収支計画書（様式３）

④　出店計画書（様式６）

⑤　業務（会社）概要

（会社概要パンフレットなど売店の営業及び経営実績がわかる書類を添付のこと）

⑥ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し（個人の場合は住民票及び身分証明書）

⑦ 国税（法人税）及び地方税（法人市町村民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の納税証明書又は未納がないことの証明書（直近の過去３年間分（平成２８～３０年分）で発行後３ヶ月以内のもの）

※ 上記①②③④及び質問書は、つがる総合病院ホームページからダウンロード可能。⑤⑥⑦の各証明書については、いずれも発行後３か月以内のものを提出すること。

６． 質問書の提出及び回答

(１) 受付期間

平成３０年１０月９日(火)～平成３０年１１月１５日(木)

受付時間 　午前９時～午後４時

※土曜、日曜及び祝日は受付を行わない。

(２) 提出方法

質問書（様式４）により、上記受付期間内に「５の（1）提出先」に記載する場所へメール又はＦＡＸで提出すること。

(３) 質問書への回答日

適宜対応とする。平成３０年１１月１９日（月）（最終回答日）

(４) 回答方法

質問内容を整理したうえで、応募登録者全員につがる総合病院からメール又はＦＡＸで回答する。

７． 入札書の提出場所及び日時

(１) 入札書の提出場所

つがる総合病院　第１会議室

(２) 入札書（様式７）の提出日時

入札日時 　 平成３０年１１月２７日(火)

売店　　　　午前１０時から

レストラン　午前１０時３０分から

理容室　　　午前１１時から

 (３) 提出書類等（当日持参するもの）

　① 入札参加申込書の写し

② 入札書

③ 委任状 ※代理人の方が入札される場合

④ 誓約書

⑤ 印鑑

(４) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(５) 入札価格の表示

入札価格は、年額使用料（税込）を表示すること。

（６）入札書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(７) 落札者の決定

①落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格の入札を行った方とする。

②落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに「くじ」で落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに加えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

③入札に参加する者が１人の場合は入札を行わない。この場合において、入札に参加する者と協議を行う。

④入札に参加する者がいなかった場合は随時受付を行い、申込人と協議を行う。

③入札終了後、行政財産賃貸借の手続に入る。

(８) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

① 最低使用料を下回る価格によるもの。

②入札の参加資格のない者がした入札。

③同一の入札について２以上の入札をした者の入札。

④公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにしたつがる総合病院その他不正の行為によって行われたと認められる入札。

⑤入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札。

⑥前各号に挙げるもののほか、入札条件に違反した入札。

(９) 入札結果の公表

運営予定事業者を決定したときは、その者の受付番号及び金額を、運営予定事業者を決定しないときは、その旨を入札審査に立ち会った応募申込者に公表する。

審査決定後の問合せに対しては、運営予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに運営予定事業者名及び決定金額を掲載する。

(10) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

８． 運営予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、運営予定事業者としての決定を取消す。

(１) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。

(２) 運営予定事業者が応募者の資格を失った場合。

(３) その他運営予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

９． その他

(１) 提出された書類に虚偽の記載を行った場合は無効とする。

(２) 募集参加申請にかかる一切の費用については、事業者の負担とする。

(３) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、審査の用途以外に応募者に無断で使用しないものとする。

(４) 使用許可の手続に関する一切の費用については、運営予定事業者の負担とする。